

関市景観審議会委員の募集について

関市景観条例第 24 条に基づき、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査及び審議する、関市景観審議会委員を募集します。

【所掌事務】

- ① 景観計画の変更に関すること。
- ② 景観法（以下「法」という。）第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による命令に関すること。
- ③ 法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定に関すること。
- ④ 法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。

【委員の構成】

委員数は、10 人以内とし、学識経験者、協議会に所属する市民、公募による者（2 人以内）により構成します。

【開催回数】

年 2 回程度（平日の昼間 2 時間程度）

【報酬】

会議 1 回につき 6,500 円

【募集要領】

- 1 公募人数 2 人以内
- 2 任期 任命の日から 2 年間
- 3 応募資格 次の要件を全て満たす方
 - ① 令和 7 年 8 月 1 日現在で関市に住所を有する方または当該地域に存する事業所及び学校等に在勤・在学する方で、引き続き当該地域に居住または在勤・在学すると見込まれる方
 - ② 令和 7 年 10 月 1 日現在で満 18 歳以上である方
 - ③ 平日の会議に出席できる方
 - ④ 市税などに滞納がない方
- 4 応募方法 所定の応募用紙に志望動機と市の景観課題に対するご自身の考えを 200 字程度でまとめ、都市計画課へ持参または郵送で提出してください。
※ご応募いただきました書類は返却いたしません。
- 5 応募期間 令和 7 年 8 月 20 日（水）郵送の場合は当日消印有効
- 6 選考方法 書類選考により決定（結果は本人に通知します。）
- 7 問い合わせ先（応募先）

〒501-3894 関市若草通 3 丁目 1

関市基盤整備部都市計画課

電話番号 0575-23-6734（直通）